2　施行日前に旧研究所法第十四条第一項の規定により厚生労働大臣が研究所に対してした求めは、第四条の規定による改正後の独立行政法人労働者健康安全機構法（次条及び附則第十七条第一項において「改正機構法」という。）第十六条第二項の規定により厚生労働大臣が機構にした求めとみなす。

3　施行日前に労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第九十六条の二第三項又は第九十六条の三の規定により厚生労働大臣が研究所に対してした指示又は命令は、附則第二十八条の規定による改正後の労働安全衛生法第九十六条の二第三項又は第九十六条の三の規定により厚生労働大臣が機構にした指示又は命令とみなす。

（業務の特例）

第十六条　機構は、改正機構法第十二条に規定する業務のほか、当分の間、第四条の規定による改正前の独立行政法人労働者健康福祉機構法第十二条第一項第七号の業務の用に供していたリハビリテーション施設の移譲又は廃止の業務及びこれに附帯する業務を行う。

2　機構は、前項に規定する業務に係る経理については、改正機構法第十二条の二に規定する社会復帰促進等事業として行われるものに係る経理として整理しなければならない。

3　第一項の規定により機構が業務を行う場合には、改正機構法第二十三条第二号中「第十二条」とあるのは、「第十二条及び独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第十七号）附則第十六条第一項」とする。

（業務の移管に伴う国の権利義務の承継等）

第十七条　この法律の施行の際、改正機構法第十二条第一項第四号に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、この法律の施行の時において機構が承継する。

2　前項の規定により機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から機構に対し出資されたものとする。この場合において、機構は、その額により資本金を増加するものとする。

3　附則第九条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する財産の価額について準用する。

（国有財産の無償使用）

第十八条　厚生労働大臣は、この法律の施行の際現に厚生労働省の部局又は機関で政令で定めるものに使用されている国有財産であって政令で定めるものを、政令で定めるところにより、機構の用に供するため、機構に無償で使用させることができる。

（罰則に関する経過措置）

第十九条　施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（船員保険法及び国家公務員共済組合法の一部改正）

第二十一条　次に掲げる法律の規定中独立行政法人労働安全衛生総合研究所の項を削る。

一　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）別表第一

二　国家公務員共済組合法別表第二

（労働者災害補償保険法の一部改正）

第二十二条　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第三項中「独立行政法人労働者健康福祉機構法」を「独立行政法人労働者健康安全機構法」に、「独立行政法人労働者健康福祉機構に」を「独立行政法人労働者健康安全機構に」に改める。

（障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正）

第二十三条　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「独立行政法人労働者健康福祉機構法」を「独立行政法人労働者健康安全機構法」に改め、「若しくは同項第七号に掲げるリハビリテーション施設」を削る。

（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正）

第二十四条　地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第九十六条第三項中「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第二十五条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の六十三の項の次に次のように加える。

六十三の二　独立行政法人勤労者退職金共済機構	中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）による同法第十条第一項、第三十条第二項若しくは第四十三条第一項の退職金、同法第十六条第一項若しくは第三十条第三項の解約手当金又は同法第十一条第二項の差額の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の六十四の項中「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

（調整規定）

第二十六条　施行日が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）附則第三号に掲げる規定の施行の日前である場合には、前条（住民基本台帳法別表第一の六十四の項の改正規定に限る。）の規定は、適用しない。

2　前項の場合において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第十九条のうち住民基本台帳法別表第一の六十四の項の改正規定中「独立行政法人労働者健康福祉機構」とあるのは、「独立行政法人労働者健康安全機構」とする。

（社会保険労務士法の一部改正）

第二十七条　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第六号を次のように改める。

六　削除

（労働安全衛生法の一部改正）

第二十八条　労働安全衛生法の一部を次のように改正する。

第九十六条の二の見出し中「研究所」を「機構」に改め、同条第一項中「独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「研究所」という。）」を「独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「研究所」を「機構」に改め、同条第五項中「独立行政法人労働安全衛生総合研究所」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第九十六条の三（見出しを含む。）及び第百二十三条第二号中「研究所」を「機構」に改める。

（確定拠出年金法の一部改正）

第二十九条　確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第一項中「確定給付企業年金」の下に「、中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）の規定による退職金共済」を加える。

（独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正）

第三十条　独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項第五号中「附則第五条の二第十一項」を「附則第五条の二第十三項」に改める。

（平成十八年整備法の一部改正）

第三十一条　独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第五条中「労働安全衛生総合研究所」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。